

年長野県告示第407号、平成4年長野県告示第846号、平成8年長野県告示第313号、平成11年長野県告示第237号及び平成13年長野県告示第327号の事業地に諏訪市大字四賀字赤沼境、字飯島境、字車川跡、字桑原境通及び字神宮寺道下通並びに大字中州字青木、字中島及び字広通地内を加え、大字四賀字上腰卷通、字六斗川跡通、字魚取田通及び字白狐島並びに上川三丁目並びに大字中州字起し、字新田、字六斗割、字砂田、字豆田、字柳坪、字前田、字家前及び字中通並びに大字豊田字橋下、字下沢、字竜海、字治郎田、字榎河原、字中曾根、字丸葭及び字青雲開地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第544号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成16年10月4日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「塩尻市農業協同組合	〃	を
信濃朝日農業協同組合	〃	」
「塩尻市農業協同組合	〃	」に改める。

会 計 課

選告示第48号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

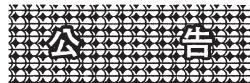
平成16年10月4日

長野県選挙管理委員会委員長 中 村 幸 枝

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「ウェルガーデン佐久	佐久市大字野沢333-1	を
にしうち敬老園	小県郡丸子町大字西内800」	
「ウェルガーデン佐久	佐久市大字野沢333-1	」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年9月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ハンディキャップしあわせサポートクラブ

3 代表者の氏名

湯 原 明 雄

4 主たる事務所の所在地

長野県千曲市大字上山田2064-1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と障害児者に係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 宅老所いこいの家

3 代表者の氏名

小 林 伸 子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡阿南町富草4170番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年9月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉工房オハナ

3 代表者の氏名

下島彌

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部4491番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者の皆様に、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせるような家庭生活と、生き甲斐づくりのための自主的な就労および社会参加の機会を提供する事業を行い、生活に潤いと喜びの持てる豊か活力ある共生の地域社会づくりに貢献し、また、国際交流を通じ、青少年とその家族の皆様に、広い視野と相互理解、助け合いの精神を知るための健全育成とその支援に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨 石河原37
(有)カイエー	代表取締役 小島義裕	飯田市西鼎558-7

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨 石河原37
白子千勢子		飯田市鼎下山550
村上慶二		飯田市北方2035-3
住商テレメイト(株)	代表取締役 小林年史	東京都千代田区猿楽町2-8-4
(有)カイエー	代表取締役 小島義裕	飯田市西鼎558-7

4 変更した年月日

平成16年7月1日

5 届出年月日

平成16年9月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年10月4日から平成17年2月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変 更 前	変 更 後
1	76平方メートル	49平方メートル
2	12平方メートル	12平方メートル
3	—	27平方メートル
合計	88平方メートル	88平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
白子 千勢子		午後9時
村上 慶二	午前10時	午後7時30分
住商テレメイト(株)		午後7時
(有)カイエー		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
白子 千勢子		午後9時
村上 慶二	午前10時	午後7時30分
住商テレメイト(株)		午後9時
(有)カイエー		

- (3) 来客が駐車場を利用できる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から午後10時30分まで	午前7時から午後9時まで
2	—	24時間
3	—	午前7時から午後9時まで

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後9時まで	午前6時から午後9時まで
2	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
3	—	午前5時から午前6時まで

4 変更する年月日

- 3の(1) 平成17年5月18日
3の(2)(3)(4) 平成16年10月29日

5 届出年月日

平成16年9月17日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年10月4日から平成17年2月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東部中央公園ショッピングセンター
東御市鞍掛上河原83-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年60日 午前9時)	午後9時
千曲薬研(株)		
(株)55ステーション		午後8時
杉浦 正和	午前10時	
(有)ローズ		午後7時30分
(有)よしだ		午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
千曲薬研(株)		
(株)55ステーション		午後8時
杉浦 正和	午前10時	
(有)ローズ		午後7時30分
(有)よしだ		午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後9時30分まで	24時間

4 変更年月日

平成16年10月29日

- 5 届出年月日
平成16年9月22日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年10月4日から平成17年2月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

土地改良課

公告

平成16年9月27日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成16年9月27日、長野県下堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

県営舟ヶ沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営舟ヶ沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年10月5日から11月2日まで

3 縦覧の場所

佐久市役所

土地改良課

公告

県営中井地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営中井地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年10月5日から11月2日まで
- 3 縦覧の場所
上伊那郡箕輪町役場

土地改良課

公告

県営有旅大池地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営有旅大池地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年10月5日から11月2日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所

土地改良課

公告

下伊那郡阿智村における県営あち地区撫草原換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年8月2日行いました。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成16年10月4日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成16年11月12日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

長野市旭町1108番地 長野県勤労者福祉センター 教室

3 試験科目

筆記により、次の科目について行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

- (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載した

もの)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないこと。)納付すること。

(3) 受付期間

平成16年10月15日(金)から10月29日(金)まで(郵送による場合は、平成16年10月29日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(4) 受付場所

長野県土木部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

5 合格発表

平成16年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示する。

6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県土木部河川課及び県内各建設事務所において交付する。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県土木部河川課(電話026-235-7308)に行うこと。

河川課

公告

平成16年4月28日認可した茅野市による中村地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年9月7日行った旨届出がありました。

平成16年10月4日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

農村整備課

公告

平成16年9月15日、伊那市による福島野底地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年10月4日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

土地改良課